

農業を経営する皆様へ

平成31年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする

「収入保険」が始まります！



農業で新しい品目の導入、販路拡大などにチャレンジしたいんだけど、様々なリスクがあるんだよねー。



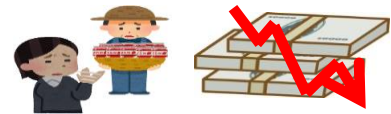
大丈夫、収入保険にまかせてください！



自然災害や鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



収入保険は様々なリスクから
農業経営を守ります！！

様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告を行っている農業経営者が対象です。

どのくらいの補てんになるの？



基準収入1,000万円の場合、保険期間の農業収入が900万円を下回った場合に補てんされます(※)。

〈補てん金額のイメージ〉

例えば、

保険期間の農業収入が800万円なら90万円
(積立方式の補てん90万円)

保険期間の農業収入が700万円なら180万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん90万円)

保険期間の農業収入が500万円なら360万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん270万円)

(※)掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。

規模拡大などを反映した基準収入の試算ができます！



掛金はいくらくらいなの？



基準収入1,000万円の場合、32.5万円です(※)。

(掛捨ての保険料7.8万円(保険料率1.08%)、掛捨てではない積立金22.5万円、事務費2.2万円)

(※)掛捨ての保険方式80%と掛捨てではない積立方式10%で加入した場合です。保険料と事務費は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。

(※)保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がります。
(※)積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

(※)保険料等を含めて運転資金が必要な方には、金融機関をご紹介します。

農業共済・ナラシ対策などの類似制度との掛金や補てん金の比較ができます！



各種試算は
全国連HPから！

NOSAI全国連のホームページはこちら⇒
<http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



<全国連問合せ先> TEL : 03-6265-4800 mail : syunyhoken@nosai-zenkokuren.or.jp

収入保険の仕組み

農業者が保険期間に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象です。

- 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。
- 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。
- ※ 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

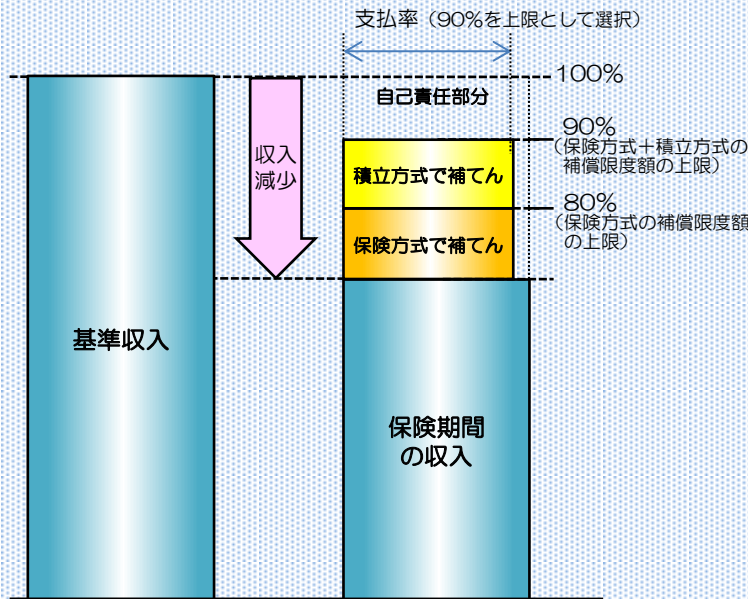
農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。

(支払率)

- 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せができます。
 - 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。
 - 保険料（掛金）率は、1.08%です。
- また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。

- ・ 加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
- ・ 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がります。
- ・ 保険金の受取りがあれば、被害率の大きさに応じて段階は上がりますが、年最大3区分まででとどまります。

(※5年以上の青色申告実績がある場合)



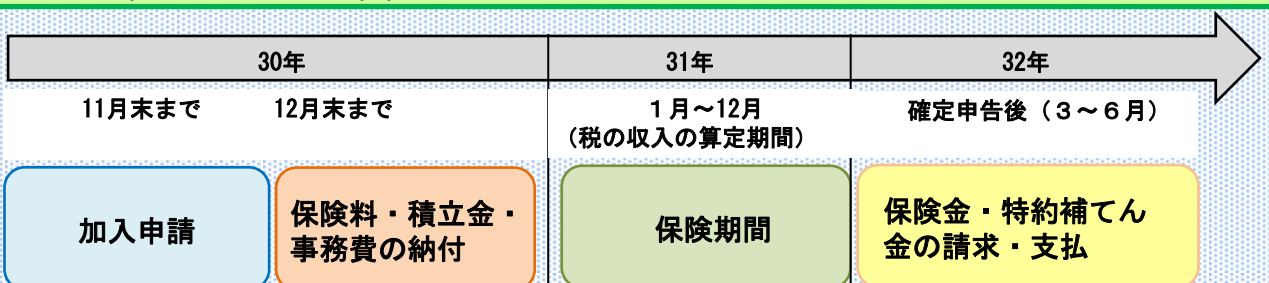
過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

危険段階別の保険料率

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

(注：補償限度80%の場合)

収入保険の全体スケジュール（個人の場合のイメージ）



※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

Q & A

Q1 保険料、積立金、事務費の税務上の取扱いはどうなりますか。

収入保険の加入者が納付する保険料、積立金及び事務費については、税務上、

- ① 保険料、事務費については、保険期間の必要経費又は損金に算入
- ② 積立金については、預け金となります。

Q2 青色申告を行っている農業者が経営を移譲した場合、その青色申告実績は引き継がれるのですか。

- 1 青色申告を行っている農業者が、経営を移譲する場合の青色申告実績の取扱いについては、
 - ① 譲受人が青色申告を行う者であって、
 - ② 経営移譲の前後で事業の同一性が認められる場合は、青色申告実績を引き継げることとします。
- 2 例えば、青色申告を行う子へ親の経営をそのまま移譲する場合は、青色申告実績を引き継ぐことができます。

Q3 野菜価格安定制度から収入保険に移行した農業者は、JAの生産部会を脱退したり、出荷先を変更する必要がありますか。

そのような必要はありません。

相談窓口

● 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問い合わせください。

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地 <http://nosai-zenkokuren.or.jp/>
TEL03-6265-4800(代)



高知県内のNOSA I 組合

高知県農業共済組合 本所 吾川郡いの町枝川 2410-22 TEL 088-856-6550
ホームページ：<http://www.nosai-kochi.or.jp/>

- | | | | |
|-------|--------------|--------|--------------|
| ○安芸支所 | 0887-35-2275 | ○中央支所 | 088-856-7111 |
| ○香美支所 | 0887-53-9077 | ○四万十支所 | 0880-22-4333 |
| ○土佐支所 | 088-864-2220 | ○幡多支所 | 0880-37-5537 |



農林水産省経営局保険課
TEL：03-6744-7148

ホームページ：http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html